

国立大学法人高知大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成 17 年 3 月 23 日
規則 第 463 号

最終改正 令和 7 年 3 月 25 日規則第 94 号

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 国立大学法人高知大学職員給与規則（平成 16 年規則第 26 号。以下「職員給与規則」という。）第 12 条に規定する職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び号俸を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 職員給与規則第 12 条第 2 項の本給表（以下「本給表」という。）のうちいずれかの本給表の適用を受ける者をいう。
- 二 昇格 職員の職務の級を同一の本給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- 三 降格 職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 四 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。（第 6 条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- 五 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- 六 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- 七 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な 1 級下位の職務の級における在級年数をいう。
- 八 正規の試験 国立大学法人高知大学職員の採用等に関する規則に規定する採用試験（以下「国立大学法人採用試験」という。）及び人事院規則 8-18（採用試験）の規定による試験をいう。
- 九 I 種 国家公務員採用 I 種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 十 II 種 国家公務員採用 II 種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 十一 III 種 国家公務員採用 III 種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 十二 A 種 国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験並びに国家公務員採用上

級乙種試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

十三 B種 国家公務員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

第2章 級別標準職務

(級別標準職務)

第3条 職員給与規則第12条第3項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

一 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

二 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて職員給与規則第27条第1項に規定する一般職給与法適用職員等（以下「一般職給与法適用職員等」という。）となり、引き続き引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分

を適用することができる。

4 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

5 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

一 第 16 条の規定の適用を受けた職員及び第 17 条第 1 号又は第 2 号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 他の職員との均衡を考慮して学長が定める期間

二 第 23 条第 1 項又は第 25 条第 1 項に規定する異動をした職員 他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して学長が定める期間

第 4 章 新たに職員となった者の職務の級及び号俸

(新たに職員となった者の職務の級)

第 10 条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第 16 条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第 17 条第 1 号若しくは第 2 号に規定する職種に採用された者に前項の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、学長の定めるところにより、級別資格基準表に定める必要経験年数に 100 分の 80 以上 100 分の 100 未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号俸)

第 11 条 新たに職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第 6 に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第 13 条から第 17 条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第 12 条 初任給基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞ

れの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるもの(同条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分によるものとする。)とし、初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「国立大学法人採用試験」にあつては、「大学卒」の区分、「Ⅰ種」、「Ⅱ種」及び「A種」にあつては「大学卒」の区分、「B種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号俸)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第11条第1項の規定による号俸(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて、その者の職務と同種の職務(職員として在籍したものに限る。)又はそれ以外の職務に在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより100分の100の換算率によって換算した場合における当該職務に従事した期間のある職員の経験年数のうち学内の他の職員との均衡を考慮して学長が相当と認める年数を除

く。)の月数にあつては18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第8の2に定める一般職員昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数(新たに職員となった者が第34条第1項に規定する特定職員であるときは、別表第8に定める特定職員昇給号俸数表のC欄に掲げる号俸数)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

- 一 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の採用等の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「国立大学法人採用試験」にあつては、「大学卒」の区分、「Ⅰ種」、「Ⅱ種」及び「A種」にあつては「大学卒」の区分、「B種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - 二 第5条第2項第2号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条第1項の規定の適用を受ける者等で学長の定めるものにあつては、学長の定めるところにより得られる経験年数)
 - 三 第5条第3項の規定の適用を受ける者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(基準号俸が職務の級の最低の号俸(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。第5号において同じ。)以外の号俸である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数)
 - 四 前3号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - 五 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号俸が職務の級の最低の号俸であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用につ

いては、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸)

第15条 前2条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含み、当該適用される試験欄の区分が「Ⅱ種」の区分である場合は「B種」の区分は含まないものとする。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号俸)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号俸について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号俸を決定することができる。

一 一般職給与適用職員等

二 前号に掲げる者に準ずる者として学長が認める者

- 2 前項第1号に該当する者のうち、地方公務員から教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)を適用される職員の号俸等については、本学の職員となった日にその者が引き続き地方公務員であったものとした場合(採用する職務が採用前日の職務と異なる場合は、本学の職員となった日にその者が地方公務員として本学で採用する職務と同等の職務に異動したものとする。)に、当該職員として受けることとなる給与の月額(本学における本給月額に相当する額に限る。)と同じ額の号俸(同じ額の号俸がない場合は直近下位の額の号俸)とする。

(特殊の職種に採用する場合等の号俸)

第17条 次に掲げる場合において、号俸の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して学長が定める基準に従い、その者の号俸を決定することが

できる。

- 一 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、研究員、医師等の職種に職員を採用しようとする場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職種に職員を採用しようとする場合

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級（同表の表中の資格基準を「別に定める」としてされている場合で学長の定めるときに限り、上位の職務の級）に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合は、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第19条 職員が第5条第2項第1号に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第20条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第18条の規定にかかわらず、学長の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号俸)

第 21 条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第 7 に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 前 3 条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が 2 級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第 19 条の規定により職員を昇格させた場合において、前 2 項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前 2 項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前 3 項の規定にかかわらず、学長の定める号俸とする。

(降格の場合の号俸)

第 22 条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前 2 項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ学長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。

第 6 章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第 23 条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に 100 分の 80 以上 100 分の 100 未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

できる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号俸)

第 24 条 前条第 1 項に規定する異動をした職員の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 次号及び第 3 号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき。）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

二 その初任給の決定について第 16 条又は第 17 条の規定の適用を受けた者及び学長の定める者（次号に掲げる者を除く。） 別に定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

三 人事院の定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号俸を学長の定めるところにより調整した場合に得られる号俸

2 前項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の号俸とすることができる。

3 第 21 条及び第 22 条の規定は、前条第 1 項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号俸については適用しない。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第 25 条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第 23 条第 2 項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(本給表の適用を異にする異動をした職員の号俸)

第 26 条 第 24 条第 1 項の規定（第 3 号の規定を除く。）及び同条第 2 項の規定は、前条第 1 項に規定する異動をした職員の異動後の号俸について準用する。この場合において、第 24 条第 1 項第 1 号中「次号及び第 3 号」とあるのは「次号」と、同項第 2 号中「学長の定める者（次号に掲げる者を除く。）」とあるのは「学長の定める者」と読み替えるものとする。

第 27 条 削除

第 7 章 削除

第 28 条から第 31 条まで 削除

第 8 章 昇給

(勤務成績の証明)

第 32 条 職員給与規則第 19 条第 1 項の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(一般職本給表 (一) の 8 級以上の職員に相当する職員)

第 33 条 職員給与規則第 19 条第 4 項で別に定める職員は、教育職本給表 (一) の適用を受ける職員でその職が 5 級であるものとする。

(職員の昇給区分及び昇給の号俸数)

第 34 条 職員給与規則第 19 条第 1 項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、次の各号に掲げるところによる。

一 一般職本給表 (一) の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの又は前条に掲げる職員 (以下この条において「特定職員」という。) については、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分 (以下この条において「昇給区分」という。) に応じて別表第 8 に定める特定職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。

二 特定職員以外の職員 (以下「一般職員」という。) については、昇給区分に応じて別表第 8 の 2 に定める一般職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。

2 職員の昇給区分は、第 32 条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第 4 号又は第 5 号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、学長の定めるところにより行うものとする。

一 勤務成績が極めて良好である職員 A

二 勤務成績が特に良好である職員 B

三 勤務成績が良好である職員 C

四 勤務成績がやや良好でない職員 D

五 勤務成績が良好でない職員 E

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇

給区分に決定するものとする。

- 一 学長の定める事由以外によって昇給日前1年間（学長が別に定めるものは昇給日前において9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間、また、当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日（学長が別に定めるものは評価終了日）までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
 - 二 学長の定める事由以外によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
- 4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、学長の定めるところにより、当該昇給区分により上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 5 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第21条第3項、第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第39条の規定により号俸を決定された職員の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（学長の定める職員にあっては、学長の定める号俸数）とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は昇給しない。
- 6 第1項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第23条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。
- 7 一の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号俸数は、学長が別に定めるものとする。

第35条 削除

(特別の場合の昇給)

第 36 条 勤務成績が良好な職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、職員給与規則第 19 条又は前 4 条の規定にかかわらず、学長の定めるところにより当該各号に定める日に上位の号俸に昇給させることができる。

一 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 必要なとき。

二 職員就業規則第 22 条第 1 項第 4 号又は第 5 号の規定により解雇された場合 解雇の日

三 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、職務のために顕著な功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合その他学長が特に必要と認めた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(最高号俸を受ける職員についての適用除外)

第 37 条 この章の規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

第 38 条 削除

第 9 章 特別の場合における号俸の決定

(上位資格の取得等の場合の号俸の決定)

第 39 条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第 21 条第 3 項又は第 24 条第 2 項(第 26 条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は学長が認めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号俸を学長の定めるところにより上位の号俸に決定することができる。

(復職時等における号俸の調整)

第 40 条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第 9 に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日(第 34 条第 3 項に規定す

る学長が別に定めるものは、復職等の日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日)に学長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(本給の訂正)

第 41 条 職員の本給の決定に誤りがあり、学長がこれを訂正しようとする場合において、その訂正を将来に向かって行なうことができる。

第 10 章 雑則

(従前の試験により採用された者の取扱い)

第 42 条 昭和 42 年 3 月 1 日前に法の規定に基づいて告知された競争試験又は人事院がこれに準ずると認めた試験の結果に基づいて職員となった者は、この規則の規定の適用については、正規の試験の結果に基づいて職員となった者とみなす。

2 前項に規定する職員に級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分を適用する場合は、それぞれ次の表に定めるところによる。

職 員	適用される「正規の試験」の区分
国家公務員採用上級（甲種）試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて職員となった者	I 種
国家公務員採用初級試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて職員となった者	III 種
昭和 39 年 12 月 16 日における規則 8 - 5（採用候補者名簿についての経過措置等）第 3 条に掲げる官職（昭和 32 年 4 月 1 日前におけるこれに相当する官職を含む。）に任用された者	
国家公務員採用上級（乙種）試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて職員となった者	A 種
国家公務員採用上級試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて職員となった者	
昭和 36 年 10 月 31 日における規則 8 - 5 第 1 条に掲げる官職（昭和 32 年 4 月 1 日前におけるこれに相当する官職を含む。）に任用された者	B 種
国家公務員採用中級試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて職員となった者	
昭和 39 年 12 月 16 日における規則 8 - 5 第 2 条に掲げる官職（昭和 32 年 4 月 1 日前におけるこれに相当する官職を含む。）に任用された者	

(この細則により難い場合の措置)

第 43 条 この細則の定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する取扱

いについては、必要に応じ、学長が給与法適用職員の例に準じてその都度定め、若しくは取り扱うことができる。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(改正職員給与規則附則第 2 条適用職員の在級年数等に関する経過措置)

第 2 条 国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 17 年規則第 587 号）（以下「改正職員給与規則」という。）附則第 2 条の規定によりその者の平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（当該職務の級を一般職本給表（一）の 10 級に定められた職員を除く。次条において「改正規則附則第 2 条適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の細則（以下「新細則」という。）別表第 2 の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が一般職本給表（一）の 2 級若しくは 5 級、一般職本給表（二）の 4 級であつた職員 旧級及び旧級の 1 級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

第 3 条 改正規則附則第 2 条適用職員に係る切替日以後の職務の級の 1 級上位の職務の級への昇格（切替日から平成 19 年 3 月 31 日までの間における新細則第 18 条の規定によるものに限る。）については、同条第 3 項中「現に属する職務の級に 1 年以上」とあるのは、「平成 18 年 3 月 31 日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、一般職本給表（一）の 2 級若しくは 5 級、一般職本給表（二）の 4 級、（以下この項において「特定の職務の級」という。）であつた職員にあつては、旧級及び旧級の 1 級下位の職務の級並びに改正職員給与規則附則第 2 条の規定により定められた

職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算1年以上、旧級が同規則附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

第4条 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして新細則第21条又は第22条の規定を適用する。

（初任給に関する経過措置）

第5条 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について国立大学法人高知大学初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「細則」という。）第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から細則第11条第1項の規定による号俸（細則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が細則第34条第1項に規定する特定職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、細則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の10月1日（細則第34条第1項に規定する特定職員にあっては、同年の8月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第20条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

- 一 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
- 二 平成23年4月1日以降に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
- 三 平成24年4月1日以降に新たに職員となり、同日において36歳に満たない者（次

号に掲げる者を除く。) 平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 1 月 1 日まで

四 平成 24 年 4 月 1 日以降に新たに職員となり、同日において 30 歳に満たない者 平成 19 年 1 月 1 日

(平成 19 年 1 月 1 日までの間における職員の昇給の号俸数の特例)

第 6 条 平成 19 年 1 月 1 日までの間における職員給与規則第 19 条第 1 項の規定による昇給をさせる場合は、細則第 34 条の規定は適用せず、本条により行う。

2 職員給与規則第 19 条第 1 項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、次の各号に掲げるところによる。

一 特定職員については、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて附則別表第 1 に定める特定職員昇給号俸数表に定める号俸数に、切替日（切替日後に新たに職員となった特定職員又は切替日後に細則第 21 条第 3 項、第 24 条第 2 項（第 26 条において準用する場合を含む。）若しくは第 39 条の規定により号俸を決定された特定職員にあつては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日）から平成 18 年 12 月 31 日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる特定職員は、昇給しない。

イ この号の規定による号俸数が零となる特定職員

ロ 職員給与規則第 19 条第 3 項の規定の適用を受ける特定職員で次項第 2 号又は第 3 号に掲げる特定職員に該当するもの

ハ 次項第 3 号に掲げる特定職員（職員給与規則第 19 条第 3 項の規定の適用を受けるものを除く。）

二 一般職員については、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて附則別表 2 に定める一般職員昇給号俸数表に定める号俸数に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に細則第 21 条第 3 項、第 24 条第 2 項（第 26 条において準用する場合を含む。）若しくは第 39 条の規定により号俸を決定された一般職員にあつては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日）から平成 18 年 12 月 31 日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（学長の定める一般職員にあつては、学長の定める号俸数）とする。

この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

イ この号の規定による号俸数が零となる一般職員

ロ 職員給与規則第 19 条第 3 項の規定の適用を受ける一般職員で次項第 2 号又は第 3 号に掲げる一般職員に該当するもの

ハ 次項第 3 号に掲げる一般職員（職員給与規則第 19 条第 3 項の規定の適用を受けるものを除く。）で学長が昇給させることが相当でないと認めるもの

3 職員の昇給区分は、細則第 32 条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第 3 号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、学長の定めるところにより行うものとする。

一 勤務成績が特に良好である職員 A

二 勤務成績が良好である職員 B

三 勤務成績が良好であると認められない職員 C

4 学長の定める事由以外の事由によって切替日から平成 18 年 12 月 31 日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から同月 31 日までの期間）の 6 分の 1 に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他学長の定める職員については、前項第 3 号に掲げる職員に該当するものとみなして、前 2 項の規定を適用する。

5 第 2 項の規定による昇給の号俸数が、平成 19 年 1 月 1 日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸（同月 1 日において職務の級を異にする異動又は細則第 23 条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

6 第 3 項の規定により昇給区分を A に決定する職員の昇給の号俸数は、学長が別に定める。

（平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日までの間における職員の昇給の号俸数の特例）

第 7 条 平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日までの間における細則第 34 条第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「別表 8」とあるのは「附則別表 3」と、「E」とあるのは「E（職員給与規則第 19 条第 3 項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、

D又はE)」と、同項第2号中「別表8の2」とあるのは「附則別表4」と、「E」とあるのは「E（職員給与規則第19条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE）」とする。

附則別表1 特定職員昇給号俸数表（附則第6条関係）

昇給区分	A	B	C
昇給の号俸数	7号俸以上	2号俸	1号俸
	3号俸以上		

備考 この表に定める上段の号俸数は職員給与規則第19条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附則別表2 一般職員昇給号俸数表（附則第6条関係）

昇給区分	A	B	C
昇給の号俸数	7号俸以上	3号俸	2号俸以下
	3号俸以上		

備考 この表に定める上段の号俸数は職員給与規則第19条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附則別表3 特定職員昇給号俸数表（附則第7条関係）

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号俸数	7号俸以上	5号俸	2号俸	1号俸
	3号俸以上	2号俸	1号俸	0号俸

備考 この表に定める上段の号俸数は職員給与規則第19条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附則別表4 一般職員昇給号俸数表（附則第7条関係）

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号俸数	7号俸以上	5号俸	3号俸	1号俸
	3号俸以上	2号俸	1号俸	0号俸

備考 この表に定める上段の号俸数は職員給与規則第19条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

（適用本給表）

第2条 教育職本給表（一）の適用を受ける職員の第3条に定める級別標準職務及び級別定数について、施行日に助手から新助手へ移行した者は、別表第1ハにかかわらず施行日前の級・号俸を適用する。

附 則

この細則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年12月1日に在職する職員に対し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月26日規則第50号）

この細則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 91 号）

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 2 日規則第 8 号）

この細則は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 94 号）

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日規則第 41 号）

この細則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 99 号）

（施行日）

第 1 条 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 23 年 1 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置）

第 2 条 平成 23 年 1 月 1 日に行われる第 34 条第 3 項の規定による昇給については、改正後の規則第 34 条第 3 項中「9 月 30 日（以下「評価終了日」という。）以前 1 年間」とあるのは、「前昇給日から 9 月 30 日までの期間」とする。

附 則（平成 22 年 11 月 22 日規則第 48 号）

（施行期日）

1 この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この細則の施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けるとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規則第 91 号）

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号）

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 87 号）

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 88 号）

（施行期日）

1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（在職者の調整）

2 平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の第 16 条の改正に伴い、施行日の前日から引き続き在職する教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける職員の施行日における号俸の決定については、当該職員が本学に採用となった日に改正後の第 16 条の規定による号俸を基礎として、昇給、俸給の切替え等を適用した場合に施行日に受けることとなる号俸が、改正前の規則による施行日の号俸を超えることとなる場合には、施行日にその差を加えた号俸とする。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日規則第 106 号）

この細則は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 16 日規則第 55 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 35 号）

（施行日）

第 1 条 この細則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 27 年 1 月 1 日における昇給に関する特例）

第 2 条 平成 27 年 1 月 1 日における国立大学法人高知大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「細則」という。）第 34 条第 1 項及び第 5 項の規定の適用については、同条第 1 項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号俸数（当該号俸数が負となるときは、零）」と、同条第 5 項中「同項の規定による号俸数に相当する数」とあるのは「別表第 8 に定める特定職員昇給号俸数表及び別表第 8 の 2 に定める一般職員昇給号俸数表の C 欄に定める号俸数に相当する数から 1 を減じて得た数（当該数が負となるときは、零）」とする。

（経過措置）

第 3 条 平成 26 年 4 月 1 日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号俸の調整又は国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 86 号）附則第 4 条第 3 項の規定による号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に

異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。

2 この細則の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日規則第 114 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 115 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 平成 27 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。

2 この規則の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 156 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 11 日規則第 42 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 11 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 52 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 平成 28 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。

2 この規則の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。

2 この規則の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号俸については、

なお従前の例によることができる。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日規則第 56 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 9 日規則第 51 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 16 日規則第 56 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 31 年 1 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 平成 30 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号俸の調整又は国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）附則第 3 条の規定による号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 47 号）

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 17 日規則第 7 号）

この規則は、令和 2 年 9 月 17 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日規則第 79 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 29 日規則第 36 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 31 日規則第 73 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、令和 5 年 1 月 31 日から施行し、令和 5 年 1 月 31 日に在職する職員に対し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 令和 4 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに本給

表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。

- 2 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年1月31日規則第74号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月29日規則第47号）

（施行日）

- 第1条 この規則は、令和6年1月29日から施行し、令和6年1月1日に在職する職員に対し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 第2条 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和7年3月25日規則第94号）

（施行日）

第1条 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号俸の特例)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして第21条又は第22条の規定を適用する。

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

イ 一般職本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 主任の職務
3級	1 困難な業務を処理する主任の職務 2 特に困難な業務を行う主任の職務 3 専門職員相当の職務 4 困難な業務を分掌する専門職員相当の職務
4級	1 特に困難な業務を分掌する専門職員相当の職務 2 専門員の職務 3 課長補佐の職務
5級	1 困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 課長の職務
6級	1 困難な業務を処理する課長の職務 2 次長の職務
7級	1 困難な業務を処理する次長の職務 2 部長の職務
8級	重要な業務を所掌する部長の職務
9級	相当重要な業務を所掌する部長の職務
10級	1 特に重要な業務を所掌する部長の職務 2 局長の職務
備考	
1 この表は、他の級別標準職務表の適用を受けない職務について適用する。	

ロ 一般職本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 一般技能職員（物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務 2 自動車運転手の職務 3 守衛又は巡視の職務 4 用務員、労務作業員等（以下「用務員等」という。）の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 3 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 4 数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 3 特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 4 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務 5 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 6 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務

	7 相当数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務
4級	1 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う一般技能職員の職務 2 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 3 多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務
5級	1 極めて多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 2 極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務

ハ 教育職本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	大学の助手の職務
2級	大学の助教の職務
3級	大学の講師の職務
4級	大学の准教授の職務
5級	大学の教授の職務

ニ 教育職本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	養護助教諭の職務
	特別支援学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	特別支援学校の教諭又は養護教諭の職務
特2級	特別支援学校の主幹教諭の職務
3級	特別支援学校の副校長の職務
4級	特別支援学校の校長の職務

ホ 教育職本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	幼稚園、小学校又は中学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	幼稚園、小学校又は中学校の教諭又は養護教諭の職務
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭の職務
3級	1 幼稚園の園長の職務
	2 小学校又は中学校の副校長の職務
4級	小学校又は中学校の校長の職務

ヘ 医療職本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 栄養士の職務
	2 診療放射線技師の職務
	3 臨床検査技師の職務
	4 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士又は医療技術職員の職務
	5 歯科衛生士又は歯科技工士の職務
2級	1 薬剤師の職務
	2 公認心理師、臨床心理士又は認定遺伝カウンセラーの職務

	3 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、医療技術職員、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
3級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 医療機関の困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任臨床工学技士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任公認心理師、主任臨床心理士又は主任認定遺伝カウンセラーの職務
4級	1 医療機関の薬剤部又は薬剤科（以下「薬局」という。）の相当困難な業務を行う主任薬剤師の職務 2 医療機関の相当困難な業務を行う栄養管理部副部長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、療法士長又は臨床工学技士長の職務 3 医療機関の特に困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任臨床工学技士、主任公認心理師、主任臨床心理士又は主任認定遺伝カウンセラーの職務
5級	1 薬局の長の職務 2 薬局の困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 医療機関の困難な業務を行う栄養管理部副部長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、療法士長又は臨床工学技士長の職務
6級	1 相当の規模を有する薬局の長の職務 2 医療機関の特に困難な業務を行う栄養管理部副部長、診療放射線技師長又は臨床検査技師長の職務
7級	規模の大きい薬局の長の職務
8級	特に規模の大きい薬局の長の職務

ト 医療職本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の看護師長の職務
4級	医療機関の副総看護師長若しくは副看護部長又は困難な業務を処理する看護師長の職務
5級	医療機関の総看護師長若しくは看護部長又は困難な業務を処理する副総看護師長若しくは副看護部長の職務
6級	特に規模の大きい医療機関の総看護師長又は看護部長の職務
7級	極めて規模の大きい医療機関の看護部長の職務

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

イ 一般職本給表（一）級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
正規の試験	I種	大学卒			4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
				0	5	9	11	13				
	国立大学法人採用試験、II種及びA種	大学卒		3	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	3	7	11	13	15				
	III種	高校卒		8	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	8	12	16	18	20				
A種	大学卒		3	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
		0	3	7	11	13	15					
B種	短大卒		5.5	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
		0	6	10	14	16	18					
その他	中学卒		9	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
		3	12	16	20	22	24					

ロ 一般職本給表（二）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	
技能職員	高校卒			6	別に定める	別に定める	別に定める
		0	6				
	中学卒			9	別に定める	別に定める	別に定める
		0	9				
労務職員（甲）	中学卒		別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
		0					
労務職員（乙）	中学卒		別に定める	別に定める			
		0					

備考

1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。

一 技能職員

- (1) 自動車運転手
- (2) 建設機械操作手、ボイラー技士、電工（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う物に限る。）、溶接工等機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者でその就業に必要な免許等の資格を有するもの
- (3) 上記の(1)から(2)までに掲げる者の業務に準ずる技能的業務に従事する者
- 二 労務職員（甲） 守衛、巡視等監視、警備等の業務に従事する者
- 三 労務職員（乙） 用務員、労務作業員等庁務又は労務に従事する者
- 2 次に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。
- 一 前項第 1 号の(1)に掲げる者
- 二 前項第 1 号の(2)に掲げる者
- 3 前項各号に掲げる者にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ハ 教育職本給表（一）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
教授	大学卒				3	別に定める
				0	9	
	短大卒				3	別に定める
				0	12	
准教授	大学卒			6	3	
			0	6	9	
	短大卒			6	3	
			0	9	12	
講師	大学卒			6		
			0	6		
	短大卒			6		
			0	9		
助教	大学卒					
			0			
	短大卒		2.5			
		0	2.5			
助手	大学卒					
		0				
	短大卒					
		0				

ニ 教育職本給表（二）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
校長	大学卒				別に定める	別に定める

			0			
	短大卒					別に定める
			0			別に定める
副校長	大学卒					別に定める
			0	0		別に定める
副校長	短大卒					別に定める
			0	0		別に定める
主幹教諭	大学卒				別に定める	
			0			
主幹教諭	短大卒				別に定める	
			0			
教諭 養護教諭	大学卒					
			0			
教諭 養護教諭	短大卒			2.5		
		0	2.5			
助教諭 養護助教	大学卒			別に定める		
		0				
論 講 師	短大卒			別に定める		
		0				

備考

- 1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一又は二の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の四の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

基礎学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
高校3卒	4年	2年	
高校2卒	5年	3年	1年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 2 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通種免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経験年数については、「別に定める」とされているものを除き、1年とする。

ホ 教育職本給表（三）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級

校 長 園 長	大学卒				別に定める	別に定める
			0			
	短大卒				別に定める	別に定める
			0			
副 校 長 副 園 長	大学卒				別に定める	別に定める
			0	0		
	短大卒				別に定める	別に定める
			0	0		
主幹教諭	大学卒				別に定める	
			0			
	短大卒				別に定める	
			0			
教 諭 養護教諭	大学卒					
			0			
	短大卒					
			0			
講 師 助 教 諭 養護助教諭	大学卒		別に定める			
		0				
	短大卒		別に定める			
		0				
	高校卒		別に定める			
		0				

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

へ 医療職本給表（二）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
薬剤師	大学6卒			2	3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
			0	2	5				
	大学卒			5	3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
			0	5	8				
	短大卒		2.5	5	3	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
		0	2.5	8	11				
栄養士	大学卒			5	3	別に定 める	別に定 める		
			0	5	8				
	短大卒		2.5	5	3	別に定 める	別に定 める		
		0	2.5	8	11				
診療放射線 技師	大学卒			5	3	別に定 める	別に定 める		
			0	5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に定 める	別に定 める		
		0	1	6	9				
診療エック ス線技師	短大卒		2.5	5	3				
		0	2.5	8	11				

臨床検査技師	大学卒			5	3	別に定める	別に定める		
		0		5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に定める	別に定める		
		0	1	6	9				
衛生検査技師	大学卒			5	3				
		0		5	8				
	短大卒		2.5	5	3				
		0	2.5	8	11				
臨床工学技士	大学卒			5	3	別に定める			
		0		5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に定める			
		0	1	6	9				
理学療法士 作業療法士	大学卒			5	3	別に定める			
		0		5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に定める			
		0	1	6	9				
視能訓練士	大学卒			5	3	別に定める			
		0		5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に定める			
		0	1	6	9				
言語聴覚士	大学卒			5	3	別に定める			
		0		5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に定める			
		0	1	6	9				
義肢装具士	短大3卒		1	5	3	別に定める			
		0	1	6	9				
歯科衛生士	短大3卒		1	5	別に定める	別に定める			
		0	1	6					
	短大2卒		2.5	5	別に定める	別に定める			
		0	2.5	8					
高校専攻 科卒		4	5	別に定める	別に定める				
	0	4	9						
歯科技工士	短大3卒		1	5	別に定める	別に定める			
		0	1	6					
	短大2卒		2.5	5	別に定める	別に定める			
0		2.5	8						
公認心理師	大学卒			5	3				
		0		5	8				
臨床心理士	大学卒			5	3				
		0		5	8				
認定遺伝カ ウンセラー	大学卒			5	3				
		0		5	8				

あん摩マッ サージ指圧 師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒		1	5	別に定 める	別に定 める			
		0	1	6					
	短大2卒		2.5	5	別に定 める	別に定 める			
		0	2.5	8					
高校卒			5	5	別に定 める	別に定 める			
	0	5	10						
その他	短大卒		別に定 める	別に定 める					
		0							
	高校卒		別に定 める	別に定 める					
		0							
	中学卒		別に定 める	別に定 める					
		4							

備考

薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、公認心理師、臨床心理士、認定遺伝カウンセラー、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ト 医療職本給表（三）級別資格基準表

職種	学歴免 許等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
保健師 助産師 看護師	大学卒			5	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
			0	5				
	短大卒			7	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
			0	7				
准看護師	准看護 師養成 所卒	0						

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 外国における大学院博士課程等（大学院における修業年限3年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。） (3) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 外国における大学院博士課程等（大学院における修業年限1年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が17年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。） (3) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 司法試験法による司法試験予備試験の合格 (3) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 文部科学大臣の認めた大学の通信教育の課程の修了（学士の学位を取得した場合に限る。） (5) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を取得 (6) 防衛大学校の卒業 (7) 外国における大学等の卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。） (8) 平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験の第2次試験の合格 (9) 公認会計士法による公認会計士試験の合格 (10) 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験の合格 (11) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格

	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 大学入学資格検定規程による試験の合格 (3) 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位の修得 (4) 外国における中等教育学校等の修了（通算修学年数が12年以上となるものに限る。） (5) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 外国における中学校の卒業（通算修学年数が9年以上となるものに限る。） (3) 上記に相当すると学長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100/100
	その他の期間	100/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	25/100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職本給表の適用を受ける職員に適用する場合は、50/100 以下）

別表第5 修学年数調整表（第7条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年
大学4卒	16年		+2年	+4年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年
短大2卒	14年	-2年		+2年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年
高校3卒	12年	-4年	-2年	
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対応する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について学長が別段の定めをした職員については、学長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

イ 一般職本給表（一）初任給基準表

職 種	試 験		学歴免許等	初任給
一 般	正 規 の 試 験	I 種		2級1号俸
		II 種		1級25号俸
		III 種		1級5号俸
		A 種		1級26号俸
		B 種		1級15号俸
	その他		高校卒	1級1号俸

ロ 一般職本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級1号俸
労務職員（甲）		1級1号俸から1級33号俸まで
労務職員（乙）		1級1号俸から1級13号俸まで

備考

- 1 職種欄の各区分については、別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第2項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を、同表の備考第3項に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第3項の規定を準用する。
- 3 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第11条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職 種	経験年数	初 任 給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	1級37号俸から1級57号俸まで
	20年以上	1級61号俸から1級65号俸まで
労務職員（乙）	8年以上14年未満	1級17号俸から1級29号俸まで
	14年以上	1級33号俸から1級41号俸まで

注 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 4 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1級1号俸から1級17号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職 種	経験年数	初 任 給
労務職員（乙）	9年以上18年未満	1級21号俸から1級41号俸まで
	18年以上	1級45号俸から1級53号俸まで

注 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 5 別表第2の一般職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項第1号の(1)から(3)までに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第11条の規定の適用については、1級1号俸から1級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。
- 6 前項の規定の適用を受けた職員については、第13条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第14条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とあるのは「2年を超える経験年数」と、同項第4号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。
- 7 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

ハ 教育職本給表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）	2級37号俸
	博士課程修了	2級31号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	2級13号俸
	大学卒	2級1号俸
	助手	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）
助手	博士課程修了	1級43号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1級25号俸
	大学卒	1級13号俸
	短大卒	1級1号俸

ニ 教育職本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
主幹教諭 教諭 養護教諭	博士課程修了	別に定める
	修士課程修了	
	専門職学位課程修了	
	大学卒	
	短大卒	
助教諭 養護助教諭 講師	大学卒	別に定める
	短大卒	

備考

この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経

験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

一 次号に掲げる者以外の者 別表第2の教育職本給表（二）級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の四に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数）

二 この表のその者に適用される学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第13条第1項の規定の適用を受けないもの前号に定める年数に当該加える年数を加えた年数

ホ 教育職本給表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
主幹教諭 教諭 養護教諭	博士課程修了	別に定める
	修士課程修了	
	専門職学位課程修了	
	大学卒	
	短大卒	
講師 助教諭 養護助教諭	大学卒	
	短大卒	
	高校卒	

備考 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、教育職本給表（二）初任給基準表の備考の規定を準用する。

へ 医療職本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号俸
	大学卒	2級1号俸
栄養士	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級11号俸
診療放射線技師	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
診療エックス線技師	短大卒	1級11号俸
臨床検査技師	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
衛生検査技師	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級11号俸
臨床工学技士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
視能訓練士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
言語聴覚士	大学卒	2級1号俸

	短大3卒	1級17号俸
義肢装具士	短大3卒	1級17号俸
歯科衛生士	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校専攻科卒	1級7号俸
歯科技工士	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
公認心理師	大学卒	2級1号俸
臨床心理士	大学卒	2級1号俸
認定遺伝カウンセラー	大学卒	2級1号俸
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸
その他	高校卒	1級1号俸

備考

- 1 別表第2の医療職本給表（二）級別資格基準表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の規定を準用する。
- 2 義肢装具士法第14条第3号の規定に該当して義肢装具士となった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、学長が別に定める。
- 3 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ト 医療職本給表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師 助産師	大学卒	2級11号俸
	短大3卒	2級5号俸
看護師	短大3卒	2級5号俸
	短大2卒	2級1号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号俸

備考

- 1 この表の「准看護師養成所卒」については、別表第2の医療職本給表（三）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職本給表（三）級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

別表第7 昇格時号俸対応表（第21条関係）

イ 一般職本給表（一）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		

40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				

84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

ロ 一般職本給表（二）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12

41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29

85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	

129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

ハ 教育職本給表（一）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	2
22	2	1	5	2
23	3	1	6	2
24	4	1	6	2
25	5	1	7	2
26	6	1	7	2
27	7	1	8	2
28	8	1	8	2
29	9	1	9	3
30	10	1	10	3

31	11	1	11	3
32	12	1	12	3
33	13	1	13	3
34	14	2	14	3
35	15	3	15	3
36	16	4	16	4
37	17	5	17	4
38	18	6	18	4
39	19	7	19	4
40	20	8	20	4
41	21	9	21	4
42	22	10	22	4
43	23	11	23	4
44	24	12	24	4
45	25	13	25	4
46	25	14	26	5
47	25	15	27	5
48	26	16	28	5
49	26	17	29	5
50	26	17	30	5
51	27	18	31	5
52	27	18	32	5
53	27	19	33	5
54	28	19	34	5
55	28	20	35	6
56	28	20	36	6
57	29	21	37	6
58	29	21	38	6
59	29	21	39	6
60	30	22	40	6
61	30	22	41	6
62	30	22	41	6
63	31	23	42	6
64	31	23	42	7
65	31	23	43	7
66	32	24	43	7
67	32	24	44	7
68	32	24	44	7
69	33	25	45	7
70	33	25	45	7
71	33	26	45	7
72	33	26	46	7
73	34	27	46	7
74	34	27	46	7

75	34	28	47	7
76	34	28	47	7
77	35	29	47	7
78	35	29	48	7
79	35	30	48	7
80	35	30	48	7
81	36	31	49	7
82	36	31	49	8
83	36	32	50	8
84	36	32	50	8
85	37	33	51	8
86	37	33	51	
87	37	33	52	
88	38	34	52	
89	38	34	52	
90	38	34	52	
91	39	35	52	
92	39	35	52	
93	39	35	52	
94	40	36	52	
95	40	36	52	
96	40	36	52	
97	41	37	52	
98	41	37	52	
99	41	37	52	
100	41	37	52	
101	41	38	52	
102	41	38	52	
103	42	38	52	
104	42	38	52	
105	42	39	52	
106	42	39		
107	42	39		
108	42	39		
109	43	40		
110	43	40		
111	43	40		
112	43	40		
113	43	41		
114	43	41		
115	44	41		
116	44	41		
117	44	42		
118	44	42		

119	44	42		
120	44	42		
121	45	43		
122	45	43		
123	45	43		
124	45	43		
125	45	43		
126	46	44		
127	46	44		
128	46	44		
129	46	44		
130	46	44		
131	47	45		
132	47	45		
133	47	45		
134	47	45		
135	47	45		
136	48	46		
137	48	46		
138	48	46		
139	48	46		
140	48	46		
141	49	47		
142	50			
143	51			
144	52			
145	53			
146	53			
147	53			
148	54			
149	54			
150	54			
151	55			
152	55			
153	55			
154	56			
155	56			
156	56			
157	57			

ニ 教育職本給表（二）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級

1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1
31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	2	10	1
39	19	3	11	1
40	20	4	12	1
41	21	5	13	1
42	22	6	14	2
43	23	7	15	3
44	24	8	16	4

45	25	9	17	5
46	25	10	18	6
47	26	11	19	7
48	26	12	20	8
49	27	13	21	9
50	27	14	22	9
51	28	15	23	10
52	28	16	24	10
53	29	17	25	11
54	29	18	26	11
55	30	19	27	12
56	30	20	28	12
57	31	21	29	13
58	31	22	30	13
59	32	23	31	14
60	32	24	32	14
61	33	25	33	15
62	33	26	34	16
63	34	27	35	17
64	34	28	36	18
65	35	29	37	19
66	35	30	38	19
67	36	31	39	20
68	36	32	40	20
69	37	33	41	21
70	37	34	42	21
71	38	35	43	22
72	38	36	44	22
73	39	37	45	23
74	39	38	46	23
75	40	39	47	24
76	40	40	48	24
77	41	41	49	25
78	41	42	50	26
79	42	43	51	26
80	42	44	52	27
81	43	45	52	27
82	43	46	52	28
83	44	47	53	28
84	44	48	53	29
85	45	49	53	30
86	45	50	54	31
87	46	51	54	31
88	46	52	54	32

89	47	53	55	33
90	47	54	55	
91	48	55	55	
92	48	56	56	
93	49	57	56	
94	49	58	56	
95	50	59	57	
96	50	60	57	
97	51	61	57	
98	51	62	57	
99	52	63	57	
100	52	64	58	
101	53	65	58	
102	53	66	58	
103	54	67	59	
104	54	68	59	
105	55	69	59	
106	55	70	59	
107	56	71	60	
108	56	72	60	
109	57	73	60	
110	57	74	60	
111	57	75	60	
112	57	76	61	
113	58	77	61	
114	58	77	61	
115	58	78	62	
116	58	78	62	
117	59	79	62	
118	59	79	63	
119	59	80	63	
120	59	80	64	
121	60	80	64	
122	60	80	65	
123	60	80	65	
124	60	80	65	
125	61	80	66	
126	61	80	66	
127	61	80	67	
128	61	80	67	
129	61	80	67	
130	61	80	68	
131	62	80	68	
132	62	80	69	

133	62	80	69	
134	62	80	70	
135	62	80	70	
136	62	80	70	
137	63	80	71	
138	63	80	71	
139	63	80	72	
140	63	80	72	
141	63	81	72	
142	63	81	73	
143	64	82	73	
144	64	82	74	
145	64	83	74	
146	64	84	74	
147	64	84	75	
148	64	84	75	
149	65	85	76	
150	65	85	76	
151	66	85	77	
152	66	85	77	
153	67	86	77	
154	68	86	78	
155	68	87	78	
156	68	87	79	
157	68	88	79	
158	68	88	79	
159	68	88		
160	68	89		
161	68	90		
162	68	91		
163	69	91		
164	69	92		
165	69	93		
166	69	94		
167	69	94		
168	69	95		
169	69	96		
170	69	97		
171	69	98		
172	70	98		
173	70	99		
174	70	100		
175	70	101		
176	70	102		

177	70	103		
178	70	103		
179	70	104		
180	70	105		
181	71	106		
182		107		
183		108		
184		109		
185		110		
186		111		
187		112		
188		113		
189		114		
190		115		
191		116		
192		117		
193		118		
194		119		
195		120		

ホ 教育職本給表（三）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1

21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	2	42	1
51	40	3	43	1
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1
60	44	12	52	1
61	45	13	53	1
62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4

65	47	17	57	4
66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	62	5
71	50	23	63	5
72	50	24	64	5
73	51	25	65	5
74	51	26	66	6
75	52	27	67	6
76	52	28	68	6
77	53	29	69	6
78	53	30	70	6
79	53	31	71	7
80	54	32	72	7
81	54	33	72	7
82	54	34	72	7
83	55	35	72	7
84	55	36	72	7
85	55	37	72	7
86	56	38	72	8
87	56	39	72	8
88	56	40	72	8
89	57	41	72	8
90	57	42	73	8
91	58	43	74	9
92	58	44	75	9
93	59	45	75	9
94	59	46	76	10
95	60	47	77	10
96	60	48	78	10
97	61	49	79	10
98	61	50	80	10
99	61	51	81	10
100	61	52	81	11
101	62	53	81	11
102	62	54	81	11
103	62	55	81	11
104	62	56	81	11
105	63	57	81	11
106	63	58	82	12
107	63	59	83	12
108	63	60	84	12

109	64	61	85	12
110	64	62	86	12
111	64	63	87	12
112	64	64	87	13
113	65	65	93	13
114	65	66	93	13
115	65	67	93	13
116	65	68	93	13
117	66	69	93	14
118	66	70	88	14
119	66	71	89	14
120	66	72	90	14
121	67	73	91	14
122	67	74	92	15
123	67	75	93	15
124	67	76	94	15
125	68	77	95	15
126	69	78	96	15
127	69	79	97	15
128	69	80	98	16
129	69	81	99	16
130	69	82	100	16
131	70	83	101	16
132	70	84	102	17
133	70	84	103	17
134	70	84	104	17
135	70	84	105	17
136	70	84	106	18
137	71	84	107	18
138		84	108	18
139		84	109	18
140		84	110	19
141		84	111	19
142		84	112	19
143		84	113	19
144		84	114	20
145		84	115	20
146		84	116	20
147		84	117	21
148		84	118	
149		84	119	
150		84	120	
151		84	121	
152		84	122	

153		84	123	
154		84		
155		84		
156		85		
157		86		
158		87		
159		88		
160		89		
161		90		
162		91		
163		91		
164		92		
165		93		
166		94		
167		95		
168		95		
169		96		
170		97		
171		98		
172		99		
173		99		
174		100		
175		101		
176		102		
177		103		
178		103		
179		104		
180		105		
181		106		
182		107		
183		108		
184		109		
185		110		
186		111		
187		112		
188		113		
189		114		
190		115		
191		116		
192		117		
193		118		
194		119		
195		120		
196		121		

197		122		
198		123		
199		124		
200		125		
201		126		
202		127		
203		128		
204		129		

へ 医療職本給表（二）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1
23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1

32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1
35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	10	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	11	
46	25	26	34	25	22	11	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	
49	27	29	37	27	23	11	
50	27	30	38	27	24	11	
51	28	31	39	28	24	12	
52	28	32	40	28	24	12	
53	29	33	41	29	25	12	
54	29	34	42	29	25		
55	30	35	43	30	26		
56	30	36	44	30	26		
57	31	37	45	31	27		
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		
62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		

76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38			
79	41	53	62	38			
80	42	54	62	38			
81	42	54	63	39			
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			
84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				
106			70				
107			70				
108			70				
109			70				

ト 医療職本給表（三）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1

6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21

50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		

94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				

138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第8 特定職員昇給号俸数表（第34条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	2号俸	1号俸	0号俸	0号俸	0号俸

備考 この表は職員給与規則第19条第4項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第8の2 一般職員昇給号俸数表（第34条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8号俸以上	6号俸	4号俸（医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号俸）	2号俸	0号俸
	2号俸以上	1号俸	0号俸	0号俸	0号俸

備考 この表に定める上段の号俸数は職員給与規則第19条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第9 休職期間等換算表（第40条関係）

休職等の期間	換算率
職員就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3/3以下
職員就業規則第13条第1項の規定（第1号、第2号及び第7号を除く。）による休職（同項第5号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	3/3以下
大学院修学休業の期間	3/3以下
職員就業規則第13条第1項第7号の規定による専従許可の有効期間	2/3以下
育児休業規則に規定する育児休業の期間	3/3以下
介護休業規則第4条に規定する介護休業の期間	3/3以下
職員就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1/3以下（結核性疾患によるものである場合にあつては、1/2以下）
職員就業規則第13条第1項第5号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1/3以下
職員就業規則第13条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3/3以下

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける本給月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。